

## 令和7年度 大学生向け地元就労意識醸成事業 企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。  
選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

| 評価項目     |                          | 評価の視点                                                                                                                               | 配点    |
|----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 大項目      | 小項目                      |                                                                                                                                     |       |
| 1 事業内容   | (1) 社会情勢・実施目的の理解         | ・本市のおかれている現状や課題、ニーズを的確に分析した上で、事業の目的を理解した内容、構成となっているか                                                                                | 15 点  |
|          | (2) 実施内容・創意工夫            | ・業務目的の達成につながる優れた提案内容となっているか<br>・就職を控えた学生の興味関心を捉えた効果的な提案内容となっているか<br>・1回あたり30名以上の学生の参加が見込まれる集客力のある提案内容となっているか<br>・学生が参加しやすい工夫がされているか | 25 点  |
|          | (3) 広報・PR                | ・広く市内外の大学生の関心を集める内容が提案されているか<br>・SNSや独自の発信方法など学生に周知・注目される効果的な広報手段が提案されているか                                                          | 25 点  |
|          | (4) 独自性                  | ・事業の趣旨に沿った独自提案がされているか                                                                                                               | 10 点  |
| 2 業務遂行能力 | (1) 適切な進行管理              | ・責任者、業務担当部署など業務進行管理体制が明確にされ、実施スケジュールなどから事業の確実な実施が見込まれるか                                                                             | 10 点  |
|          | (2) 同種・類似業務の実績           | ・類似業務の実績から、当業務の運営を円滑におこなうことが見込まれるか                                                                                                  | 5 点   |
|          | (3) 個人情報管理・法令遵守          | 個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込まれるか                                                                                            | 5 点   |
|          | (4) ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | 「別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目」のうち1つ以上に該当する                                                                                       | 5 点   |
| 合 計      |                          |                                                                                                                                     | 100 点 |

※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する

※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する

※ 評価基準点60点とし、各委員による評価の合計点の平均が60点を下回る場合は失格とする

※ 各委員による評価の合計点の平均が60点を上回っても、大項目毎の得点が基準に満たない場合には失格とする

別表 ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組に関する評価項目

| 選定基準・評価項目            | 採 点 基 準                                                                                              | 確認書類           |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ワーク・ライフ・バランス等を推進する取組 | <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が100人以下）が策定し、労働局に提出している | 計画届の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法に基づく認定「くるみん認定」「トライくるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けている                     | 認定証の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 新潟県のハッピー・パートナー企業（＊１）に登録している                                                 | 登録証の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 新潟県の「多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業」（＊２）に認定されている                                        | 認定証の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 過去３年間に育児休業を取得した男性従業員が１名以上いる                                                 | 申請書及び許可書の写しなど  |
|                      | <input type="checkbox"/> 役職者（係長相当職以上）に占める女性の割合が３０％以上である                                              | 確認できる書類        |
|                      | <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に基づく認定「えるぼし認定」「プラチナえるぼし認定」を受けている                                     | 認定証の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定義務のない企業等（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）が策定し、労働局に提出している   | 計画届の写し         |
|                      | <input type="checkbox"/> 新潟市働きやすい職場づくり推進企業（＊３）として表彰されている（従前のワーク・ライフ・バランス推進事業所として表彰された事業所を含む）         | 受賞決定通知又は表彰状の写し |
| 健康経営を推進する取組          | <input type="checkbox"/> 新潟市健康経営認定事業所（＊４）として認定されている                                                  | 認定証の写し         |

＊１ 令和８年３月３１日廃止予定

＊２ 多様で柔軟な働き方の推進や、仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに関する項目の達成状況に応じ、県が企業認定を行う（令和７年１０月１日開始）

＊３ 誰もが働きやすい職場づくりについて、先駆的・特徴的な取組を行っている市内企業

＊４ 新潟市健康経営認定事業所

健康寿命の延伸に向け、企業等が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな成果が期待できる「健康経営」に取り組んでいる事業所（取組状況に応じて、①ブルゾンクラス、②シルバークラス、③ゴールドクラスのいずれかに認定）